

# 事業復活支援金のご案内

経済産業省 中小法人・個人事業者のための

## 事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

**①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象** となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して**50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者**

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 **上限最大250万円** 個人事業者等 **上限最大50万円** を支給します。

給付額 **基準期間<sup>※1</sup>の売上高-対象月の売上高×5か月分**

※1 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 <sup>※2</sup> 1億円以下	年間売上高 <sup>※2</sup> 1億円超～5億円以下	年間売上高 <sup>※2</sup> 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご利用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要! 提出書類が少ない!  
過去の申請情報を活用可能!

登録確認機関と「継続支援関係」に当たの方

事前確認を簡略化! 提出書類が少ない!  
▶ 詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請  
※個人消費の減少につながるもの

② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止

③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行

④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制

⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少

⑥ 顧客・取引先が①～③、⑦～⑧のいずれかの影響を受けたこと

⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限

⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請  
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの

⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません

実際に売上が減少したわけではないにもかかわらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。

売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。

要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめの上、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご利用ください。

IP電話  
専用追加 03-6834-7593
受付時間 8:30-19:00  
(土日・祝日も含む)

ホームページ

事業復活支援金 検索

https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/

⚠ 不正受給は犯罪です!

## 事業復活支援金とは

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、**2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)**の売上高が、**2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)**の売上高と比較して、「50%以上」又は「30%以上50%未満」減少した個人事業者者に最大50万円、中小法人に最大250万円が支給されるというものです。

### 給付額の算定 シミュレーションをしてみてください

- 1 **基準期間**  2018. 11～2019. 3  
 2019. 11～2020. 3  
 2020. 11～2021. 3
- 2 **対象月**  2021. 11  2021. 12  2022. 1  2022. 2  2022. 3
- 3 対象月の売上額 **A** \_\_\_\_\_ 円 **月内の要請に応じた協力金等を加算する**
- 4 基準月の売上額 **B** \_\_\_\_\_ 円 **月内要請に応じた協力金等および  
月内に支給された協力金等を加算しな**

い

5 基準期間(5ヶ月)の合計売上額 **C** \_\_\_\_\_ 円

6 売上減少率の計算  $(1 - \frac{A}{B}) \times 100 =$  \_\_\_\_\_ % 給付上限額 \_\_\_\_\_ 万円

7 給付額の計算 **C** - **A** × 5 = \_\_\_\_\_ 円 → **給付額**

**円**

※上限額以内(円単位)

給付額  
シミュレーションは  
こちらから



		給付上限額		
売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円以下	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

**申請方法と流れ**

1	〇記WEBページより仮登録をして <b>申請ID</b> を取得➡	
2	事前確認に必要な書類を準備➡	
3	事前確認登録機関検索➡ 事前確認予約	
4	事前確認の上「事前確認登録通知番号」を受け取る	
5	マイページから必要事項を記入の上本申請を行う➡	
6	事業復活支援金の詳細について➡	

## 当組合が事前確認登録機関となりました

### OSRに加入して1年以上の方は 申請に必要な書類が軽減されます

OSRでは、申請希望の組合員の皆様に速やかに申請していただけるよう「事前確認登録機関」として登録しました。それにより、加入して1年以上の方で、申請後1年以上在籍予定の組合員の方には「継続支援関係あり」として、申請に必要な書類を一部省略することができますのでご利用下さい。

書類	一時支援金又は 月次支援金の既受給者※2	一時支援金及び 月次支援金を未受給 かつ登録確認機関と 継続支援関係あり	一時支援金及び 月次支援金を未受給 かつ登録確認機関と 継続支援関係なし
確定申告書	○	○	○
対象月の売上に係る帳簿	○	○	○
履歴事項全部証明書（法人）、本人確認書類（個人）	○	○	○
通帳（振込先が確認できるページ）	○	○	○
宣誓・同意書	○	○	○
基準月の売上に係る帳簿	—	—	○
基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等※3	—	—	○
基準月の売上に係る通帳等（取引が確認できるページ）※3	—	—	○

当組合にて事前確認をご希望の方は、本誌同封の「登録確認機関による事前確認の紹介」を参考に必要書類をご準備の上、「事前確認申込書」でFAXにてお申込み下さい。（非組合員の方は継続支援関係となりませんので当組合ではお申込みができません）

ご希望の時間帯にお電話にて「事前確認」をさせていただきます。（事前確認の際に必要な応じて来局していただく場合があります）

